

# 新庁舎整備に係る経緯と今後について

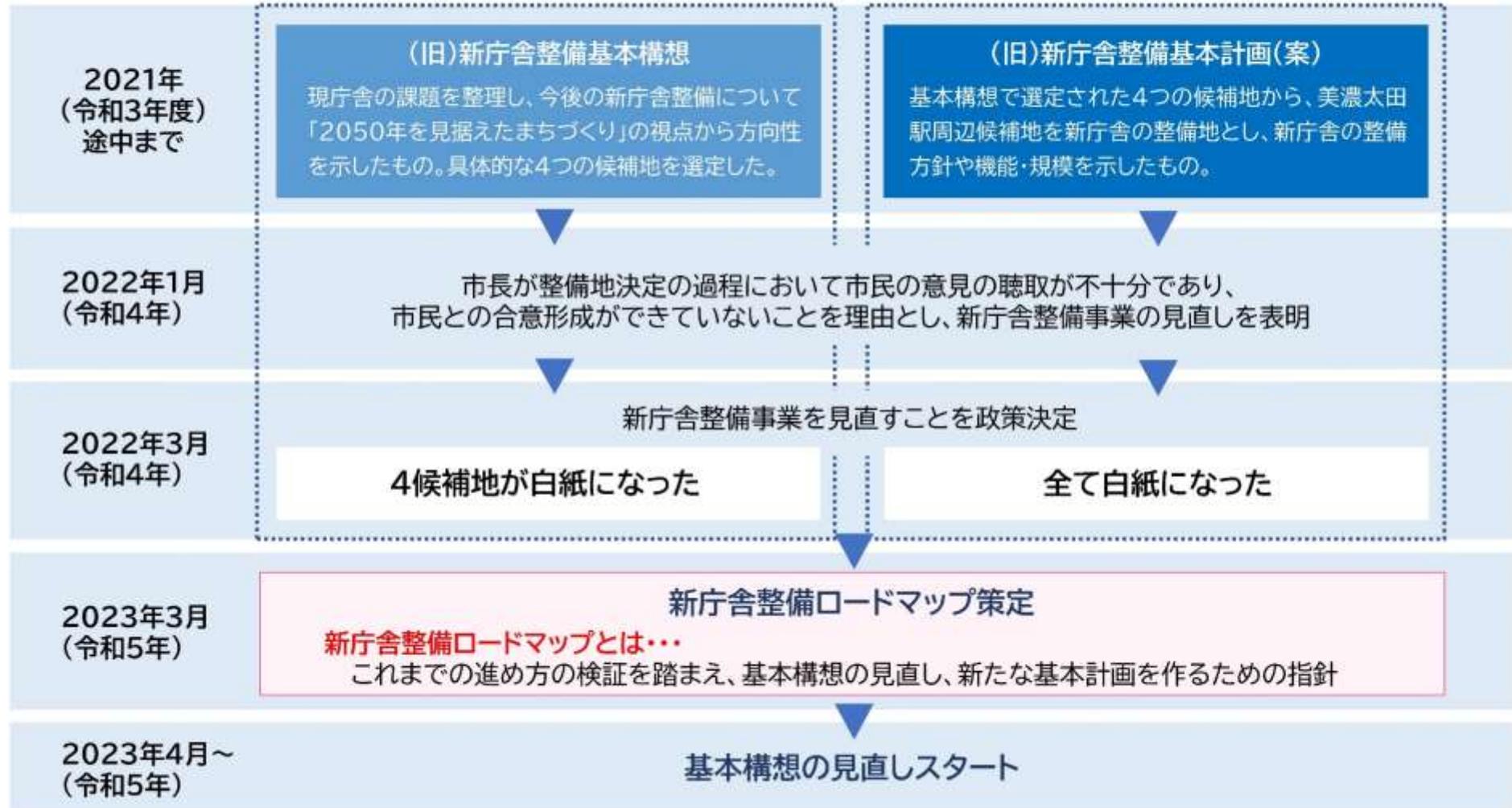
美濃加茂市 新庁舎整備ロードマップ

令和5年3月

# 見直しの経緯

## 第1章 新庁舎整備ロードマップとは

### (2) 新庁舎整備ロードマップと(旧)新庁舎整備基本構想・(旧)新庁舎整備基本計画(案)との関係



# 新庁舎整備ロードマップの策定体制

## 第1章 新庁舎整備ロードマップとは

### (1) 新庁舎整備ロードマップ策定の背景・目的 ～令和4年度の取り組み～

#### ◆ (旧)新庁舎整備基本構想・(旧)新庁舎整備基本計画(案)の見直しの決定

2022(令和4)年の市議会第1回定例会で市長は、「新庁舎整備事業の見直しにあたっては、基本構想にある新庁舎整備の基本理念、基本方針などのコンセプトを尊重しつつ、**コロナ禍を経た社会情勢の変化やデジタル化の進展による新しい行政サービスのあり方**などの視点を付与し、基本構想において示された4カ所の候補地の見直しも含め、新たな新庁舎整備にむけた取り組みを始めていきたい」と考えを示しました。また、「**取り組みをスタートさせるにあたっては、はじめに、これまでの計画が『多くの市民の意見や提案を反映したものであったか』を検証する作業を進め、市民の皆様が疑問に思われたこと、強い関心を持たれたことを明らかにしていきたい**と考えております」と述べました。

#### ◆ プロジェクトチームによる検証作業スタート

令和4年度、市では「(旧)新庁舎整備基本計画(案)がなぜ多くの市民と合意形成をすることができなかったのか」について、市民アンケートを実施したり、新庁舎整備事業プロジェクトチームを発足させたりして検証を開始しました。

#### ◆ 市民アンケートの実施

市民アンケートは、市民の皆さんのご意見や新庁舎に対する考えを把握し、これまでの新庁舎整備の推進についても検証しながら、今後の進め方に反映するために実施しました。

統計学上、アンケート回答数が1,000以上であれば、対象人口全体にアンケート調査をする場合と比較して、誤差は3%以下になるとされており、高い精度で市民全体の傾向が把握できることから、今回はこの方法を採用しました。

2022(令和4)年の7月22日から8月12日にかけて実施した市民アンケートは、無作為抽出した市内に在住する15歳以上の市民4,000人を対象とした結果、回収率45.2%、1,809人から回答をいただくことができました。

#### ◆ 検証結果

これまでの計画が「多くの市民の意見や提案を反映したものであったか」の検証結果については、第3章 参考資料(4)新庁舎整備事業プロジェクトチーム検証部会資料のとおりです。また、市民の皆さんが疑問に思われたこと、強い関心を持たれたことは、第3章 参考資料(1)-1 令和3年度までの市民意見の整理・集計結果のP.21、市民の皆さんと合意形成できていないと思われる部分は、参考資料(1)-2 令和3年度までの市民意見の整理・集計結果のP.33のとおりです。

#### ◆ 新庁舎整備ロードマップの策定

この新庁舎整備ロードマップは、これまでの検証に基づき、これからの新庁舎整備の進め方についてのプロセスを定めたものであり、市民の皆さんと共有して、新庁舎整備と一緒に進めていく指針となるものです。

2022

2022.4

- ・新庁舎整備事業について検証を開始
- ・新庁舎整備事業プロジェクトチーム「情報整理部会」が始動



2022.7

- ・新庁舎整備事業プロジェクトチーム「検証部会」が始動



2022.7-8

- ・新庁舎整備における市民アンケート調査を実施

2022.11

- ・新庁舎整備における市民アンケート調査結果を市ホームページなどで公表

# 基本構想・基本計画の内容は現状と未来の市の姿を踏まえて、見直す

## 第1章 新庁舎整備ロードマップとは

### (2) 新庁舎整備ロードマップと(旧)新庁舎整備基本構想・(旧)新庁舎整備基本計画(案)との関係

#### (旧)新庁舎整備基本構想におけるコンセプト

##### 【新しい市役所づくりの基本理念】

##### みんなのまあるいまちづくりひろば

- ・市民が主人公となって日常を豊かに過ごすことができるまちづくりを行う拠点
- ・美濃加茂市を訪れる人々が魅力を感じるまちづくりを行う拠点

##### 【基本理念を実現するための5つの基本方針】

##### まちが元気になる庁舎

- ・にぎわいをうむ
- ・人が行き交い、商いが育まれる
- ・美濃加茂暮らしを楽しむ

##### 安全で安心な庁舎

- ・災害に耐え、市民の暮らしを守る
- ・地域防災拠点として機能する

##### すべての人にやさしい庁舎

- ・利用しやすい
- ・働きやすい
- ・バリアフリー
- ・ユニバーサルデザイン

##### 市民が集う開かれた庁舎

- ・市民活動ができる
- ・市民が気軽に関わり活動できる
- ・ふらっと寄れる憩いのある空間

##### 持続可能な庁舎

- ・環境負荷の低減
- ・自然環境を活かす
- ・社会ニーズや高度な技術への柔軟な対応

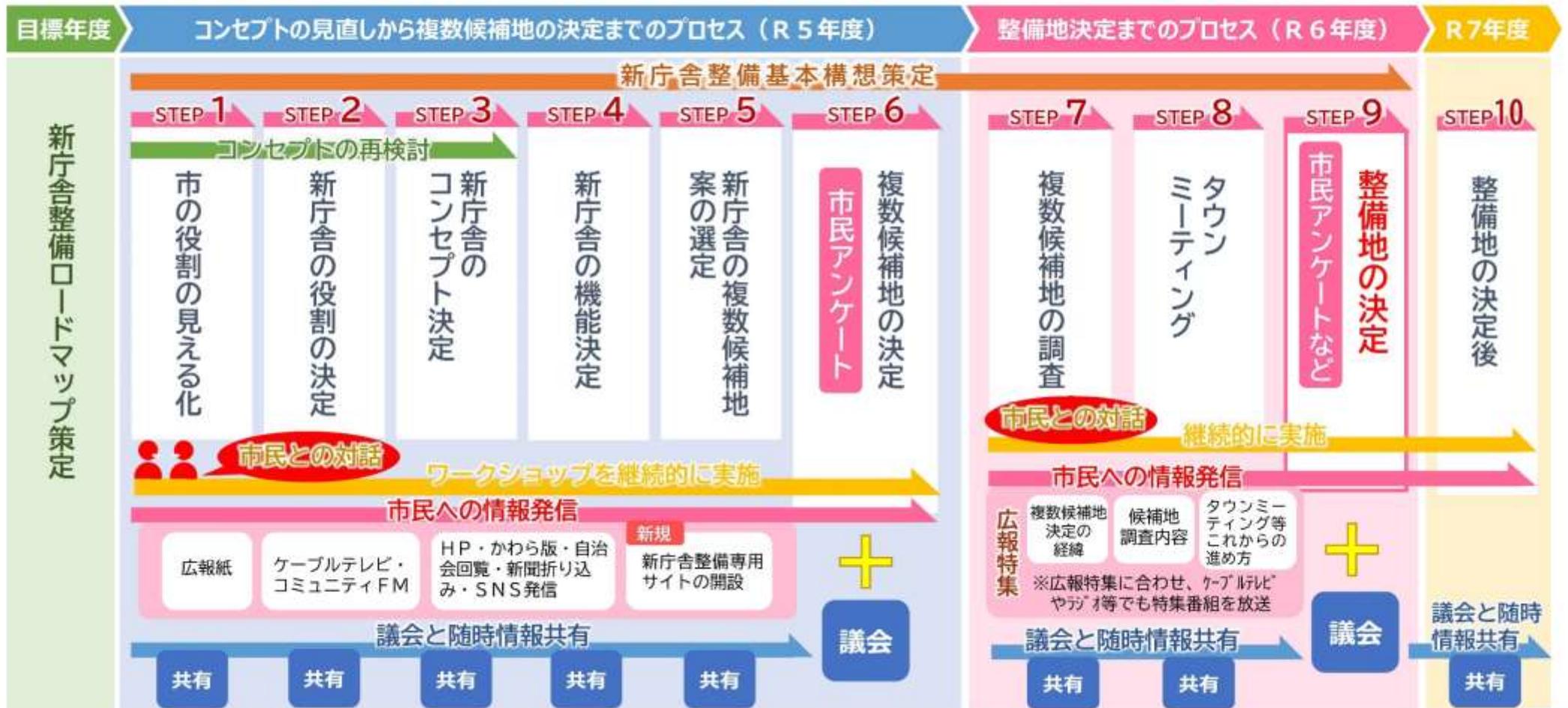


このコンセプトについては、市民アンケートの結果やコロナ禍を経た社会情勢の変化、デジタル化の進展による新しい行政サービスのあり方を踏まえ、再度市民の皆さんと検討して作っていきます。

# 新庁舎整備の進め方

## 第2章 今後の新庁舎整備の進め方について

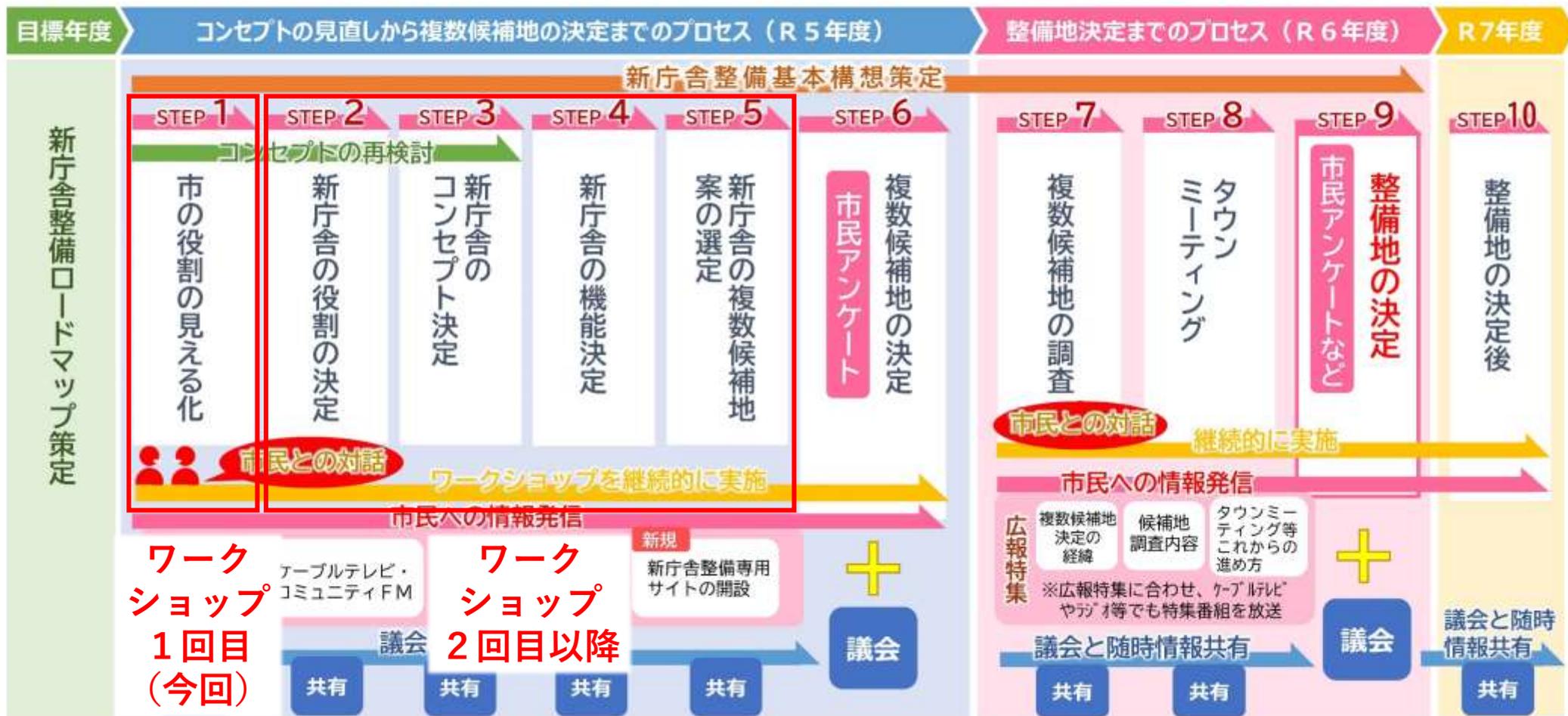
(1)全体プロセス 市民アンケートの結果や新庁舎整備事業プロジェクトチーム検証部会による検証などから、今後の新庁舎整備の進め方をまとめたものです。なお、年度については目標年度であり、進捗状況により変更することもあります。



# ワークショップの実施計画

## 第2章 今後の新庁舎整備の進め方について

(1)全体プロセス 市民アンケートの結果や新庁舎整備事業プロジェクトチーム検証部会による検証などから、今後の新庁舎整備の進め方をまとめたものです。なお、年度については目標年度であり、進捗状況により変更することもあります。



# 今回のワークショップのテーマと目的

## 第2章 今後の新庁舎整備の進め方について

### (4)各ステップについて

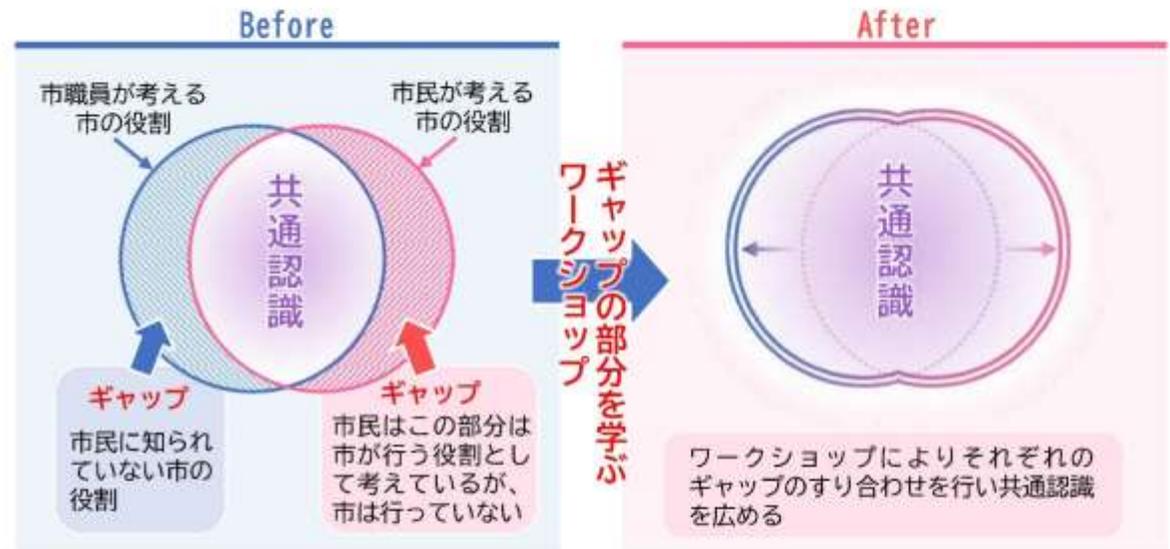
R5年度					
STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6
市の役割の見える化	新庁舎の役割の決定	新庁舎のコンセプト決定	新庁舎の機能決定	新庁舎の複数候補地案の選定	複数候補地の決定

#### STEP 1 市の役割の見える化

市民が考える市の役割と、市職員が考える市の役割の認識のすり合わせを行います。市民と市職員の考えのギャップについて学びあう機会を設け、市の役割について共通認識とします。

STEP1で実施すること

市民との対話  
(ワークショップ)



市民の  
役割

ワークショップ等で市民が考える市の役割について、現在の考えを発信し、市職員や他の市民と共有する。その上で、自分が知らない市の役割や市職員が考える市の役割について学んでいく。

市職員  
の役割

市民が市の役割について学ぶことができる機会を提供する。また、市職員も市民の考えを学び、市の役割を検討し、見直しをする。

# <市の役割>

# 美濃加茂市行政組織

市長

副市長

市民協働部  
健康こども部  
市民福祉部  
産業振興部  
都市政策部  
建設水道部  
総務部  
経営企画部

公営企業(建設水道部)

議会事務局

監査委員事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

固定資産評価審査委員会事務局

教育委員会事務局

# 各部署の業務内容(出典:美濃加茂市部設置条例)

部署	業務内容(事務分掌)
<b>(1) 市民協働部</b>	<p>ア 公共交通及び移住・定住に関する事。</p> <p>イ 多文化共生の推進、男女共同参画及び人権政策に関する事。</p> <p>ウ 地域共生のまちづくりの推進に関する事。</p> <p>エ 生涯学習に関する事。</p> <p>オ スポーツ振興に関する事(学校における体育に関する事を除く。)</p> <p>カ 文化振興に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)</p>
<b>(2) 健康こども部</b>	<p>ア 健康普及、保健指導その他市民の健康に関する事。</p> <p>イ 保育園、幼稚園及び認定こども園に関する事。</p> <p>ウ 子育て支援に関する事。</p>
<b>(3) 市民福祉部</b>	<p>ア 国民健康保険に関する事。</p> <p>イ 後期高齢者医療に関する事。</p> <p>ウ 国民年金に関する事。</p> <p>エ 介護保険に関する事。</p> <p>オ 介護予防に関する事。</p> <p>カ 高齢者、障害者、児童、母子及び父子福祉並びに生活保護その他の社会福祉に関する事。</p>

# 各部署の業務内容(出典:美濃加茂市部設置条例)

部署	業務内容(事務分掌)
<b>(4) 産業振興部</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 商業及び工業に関すること。</li> <li>イ 消費生活に関すること。</li> <li>ウ 観光に関すること。</li> <li>エ 産業政策に関すること。</li> <li>オ 農業及び林業に関すること。</li> <li>カ 森林の保全に関すること。</li> <li>キ 環境保全及び公害対策に関すること。</li> <li>ク 廃棄物及びリサイクルに関すること。</li> </ul>
<b>(5) 都市政策部</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 都市計画に関すること。</li> <li>イ 立地適正化計画に関すること。</li> <li>ウ 住宅政策に関すること。</li> <li>エ 開発指導に関すること。</li> <li>オ 土地区画整理に関すること。</li> <li>カ 企業誘致に関すること。</li> </ul>
<b>(6) 建設水道部</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 道路及び河川に関すること。</li> <li>イ 公園に関すること。</li> </ul>

# 各部署の業務内容(出典:美濃加茂市部設置条例)

部署	業務内容 (事務分掌)
<b>(7) 総務部</b>	ア 議会に関すること。 イ 法規に関すること。 ウ 情報の公開及び個人情報の保護に関すること。 エ 財産の管理及び行政文書に関すること。 オ 情報化及び庁内の電算の総合調整に関すること。 カ 市税に関すること。 キ 債権回収に関すること。 ク 消防及び防災に関すること。 ケ 交通安全及び防犯に関すること。 コ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

# 各部署の業務内容(出典:美濃加茂市部設置条例)

部署	業務内容(事務分掌)
<b>(8) 経営企画部</b>	ア 市の重要政策の企画及び調整に関する事。 イ 組織及び行政改革に関する事。 ウ 広聴に関する事。 エ 公共施設の管理及び計画に関する事。 オ 財政に関する事。 カ 契約に関する事。 キ 工事検査に関する事。 ク 秘書に関する事。 ケ 広報に関する事。 コ 職員に関する事。 サ 定住自立圏構想の推進に関する事。 シ 広域行政に関する事。

# 市の役割(出典:美濃加茂市第6次総合計画)

## WALKABLE CITY MINOKAMO

～すべての健康のために、歩き続けるまち～

### 【基本構想】



### 6つのまちづくり宣言



### 【基本計画】 令和2年度～6年度



※各分野の KPI については、毎年行う市民満足度調査により、測定する。

# 市の役割(出典:美濃加茂市第6次総合計画)

## 【配布資料の見方】

### 実施計画事業一覧 (第6次総合計画を達成するために実施する事業)

政策	健康増進	①健康寿命の延伸 K (男性)79.9歳⇒81.0歳 P (女性)85.0歳⇒86.0歳 I ②健康増進に積極的に取り組んでいる人の割合53.4%⇒70.0%
----	------	--

主要な取り組み	
①	まず一歩。健康はウォーキングから。
②	介護のいらぬライフプラン。
③	発達支援は、早期発見、早期療育。

政策に対し、特に取り組む内容

取組	事業名	所管課	KPI連動	宣言連動
①	生涯スポーツ推進事業	スポーツ振興課	①、②	
①	ウォーキング推進事業	スポーツ振興課	①、②	
①	市民大会開催事業	スポーツ振興課	①、②	
①	ちゅうたいクラブ事業	スポーツ振興課	①、②	
①	牧野ふれあい広場整備事業	スポーツ振興課	①、②	
①	かもけんウォーキング事業(定住)	スポーツ振興課	①、②	
①	食生活改善業務	健康課	①、②	
①	健康づくり事業	健康課	①、②	
①	ヘルステック健康まちづくり事業	健康課	①、②	
①	健康啓発活動等支援事業	健康課	①、②	
①	健康データ調査分析事業(定住)	健康課	①、②	
①	みのかも健康の森活用事業	農林課	②	女性
①	都市公園整備事業	土木課	①、②	地域
②	市民ミュージアム活動事業	文化振興課	①、②	
②	介護予防事業	高齢福祉課	①、②	
③	幼児療育支援事業(定住)	子育て支援課	①	
③	カナリヤの家管理運営事業	子育て支援課	①	
③	発達支援事業	学校教育課	①	
③	教育支援事業	学校教育課	①	

政策に対し、実施していく事業の内容

合計19事業

# 市の役割(事務対応)

## 【配布資料の見方】

### 事務事業一覧

番号	所属名称	事業名称
1	会計課 会計課	会計事務
2	監査委員事務局 監査委員事務局	固定資産評価審査委員会事務
3	監査委員事務局 監査委員事務局	監査委員事務
4	議会事務局 議会事務局	議会運営事務
5	議会事務局 議会事務局	議長会負担金
6	議会事務局 議会事務局	議員費
7	議会事務局 議会事務局	議員活動費
8	教育委員会事務局 学校教育課	就学時健康診断実施事業
9	教育委員会事務局 学校教育課	教育センター運営事業
10	教育委員会事務局 学校教育課	中学校教育振興事業
11	教育委員会事務局 学校教育課	事務局運営事業(学校教育課)
12	教育委員会事務局 学校教育課	いじめ対策事業
13	教育委員会事務局 学校教育課	教育センター研修事業
14	教育委員会事務局 学校教育課	教職員研修事業
15	教育委員会事務局 学校教育課	活躍する生徒支援事業
16	教育委員会事務局 学校教育課	地域・家庭教育推進事業
17	教育委員会事務局 学校教育課	清流の国ふるさと魅力体験事業
18	教育委員会事務局 学校教育課	学校運営協議会事業
19	教育委員会事務局 学校教育課	道徳教育実践事業
20	教育委員会事務局 教育総務課	事務局運営事業(教育総務課)
21	教育委員会事務局 教育総務課	太田小管理費
22	教育委員会事務局 教育総務課	古井小管理費
23	教育委員会事務局 教育総務課	山之上小管理費
24	教育委員会事務局 教育総務課	蜂屋小管理費
25	教育委員会事務局 教育総務課	加茂野小管理費

各部署ごとに対応している  
事業内容を示している

# 市民の皆様からのご意見(一部抜粋)

事業名(仮称)	事業内容
都市圏直通バス運行事業	名古屋市への直通バス運行
高校生対象インターンシップ事業	高校生向けの企業参観、工場見学会や企業説明会の実施
福祉医療費助成拡大事業	福祉医療費助成を18歳まで拡大
帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業	帯状疱疹ワクチンを接種する際の費用の一部を助成
あい愛バス発着拠点施設設置事業	大手町公園に発着拠点施設を設置し、あい愛バス待合場だけでなく、学生の学習の場、市政の情報発信の場とするもの
まちづくりDX事業	市役所での申請・受付・相談業務について各連絡所でオンラインで行うことができるようにする事業
公共交通による移動手段の充実	病院、買い物などの外出に不自由なく移動できるようにあい愛バスの運行を公共交通を充実させるもの
広聴推進事業	市民の声を手軽に(ラインなどで)伝えていただく手段の構築
書かない窓口	各種証明書の交付請求や住所異動の届出等の際に、申請書や届出書への記載をシステムにより自動化し、手続きの利便性向上や迅速性を高める。
おん祭夏の陣イベント事業	おん祭夏の陣において、盆踊りをできるようにしてほしい
公共施設Wi-Fi設備整備事業	生涯学習センターをはじめとする市民が多く利用する公共施設にWi-Fi設備を設置
国道21号渋滞対策事業	国道21号(可児市住吉南交差点～加茂野町稲辺)の渋滞対策として、道路車線数2車線を4車線にする道路拡幅事業
定住促進住宅拡充事業	市営住宅の中で空き室となっている部屋の定住促進住宅移行を図る
市内イベント情報集約発信事業	行政・民間の区別なく市内のイベント情報をAIで集約して発信するサイトの構築
中高生のための文化の森学習スペースの無料開放	中学生や高校生が無料で学習できるスペースの開放

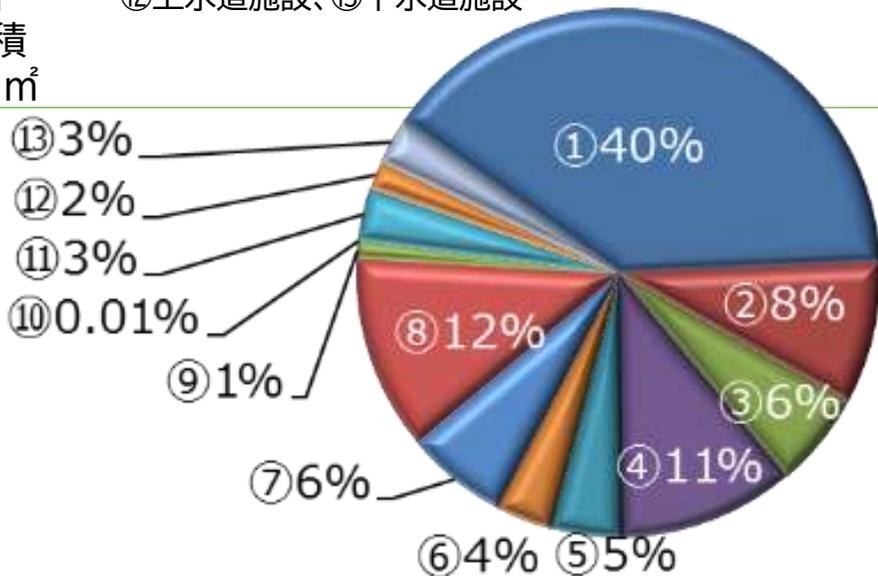
# 美濃加茂市の公共施設の現状と課題(出典:公共施設等総合管理計画など)

## 1. 学校、市営住宅、スポーツ・レク施設が全体の約60%を占めます。

美濃加茂市は、約650棟、約17万㎡の公共施設を保有しており、「学校教育系施設」が約40%と最も面積が多く、次いで「公営住宅」、「スポーツ・レクリエーション系施設」の順となっています。

(令和2年度末時点)

公共施設区分	大分類
一般会計 延床面積 159,651㎡	①学校教育系施設、②市民文化系施設 ③社会教育系施設、④スポーツ・レクリエーション系施設 ⑤子育て支援施設、⑥保健・福祉施設、⑦行政系施設、 ⑧公営住宅、⑨公園、⑩供給処理施設、⑪その他
企業会計 延床面積 7,429㎡	⑫上水道施設、⑬下水道施設

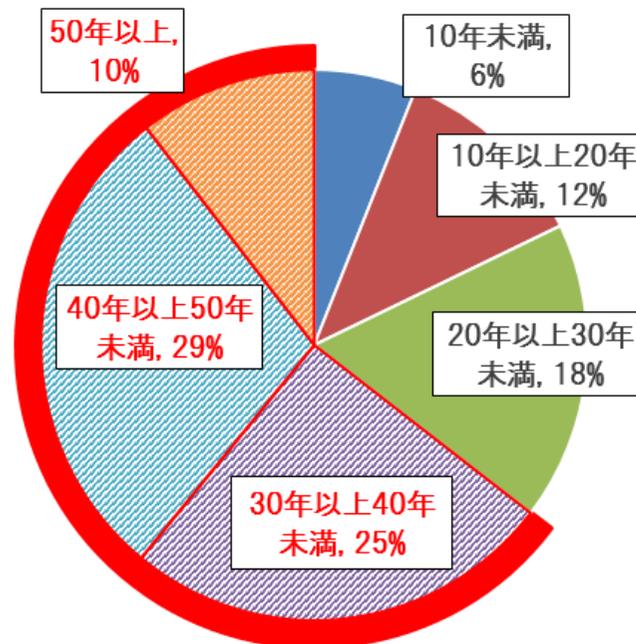


## 2. 公共施設の老朽化が進んでおり、改修・建替えなどが必要です。

美濃加茂市の公共施設は、築30年以上を経過した建物が全体のおよそ65%を占めるなど、多くの公共施設が老朽化し、大規模改修・建替えが必要な状況となっています。

築30年以上経過した建物 約65%  
築20年以上経過した建物 約82%

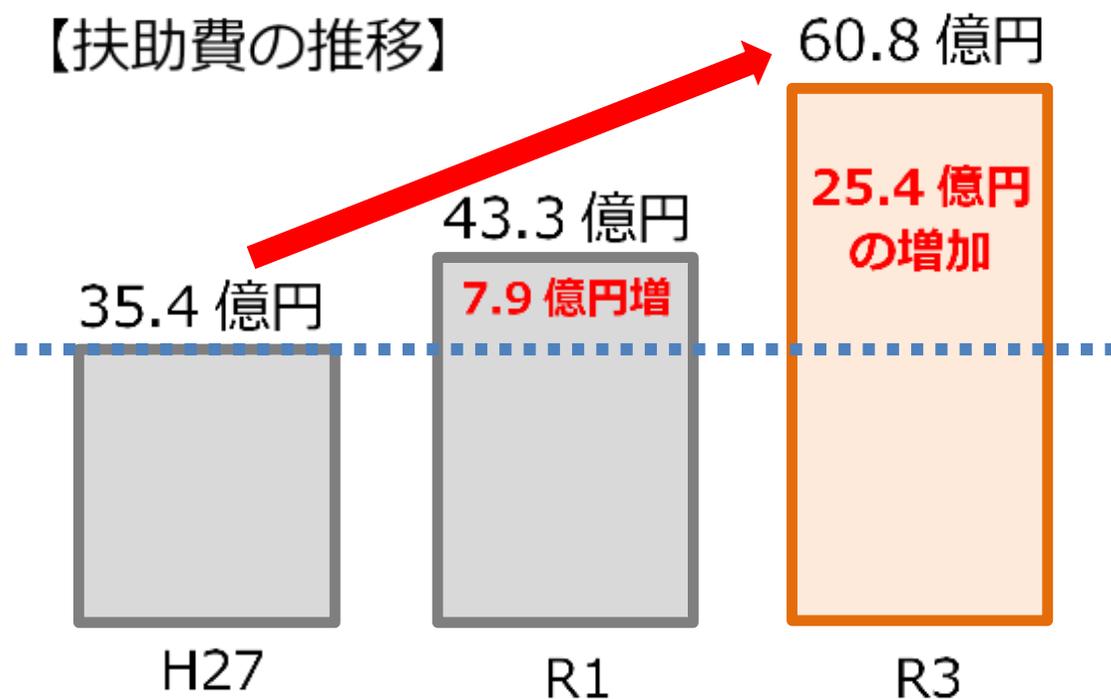
(令和2年度末時点)



# 美濃加茂市の公共施設の現状と課題(出典:公共施設等総合管理計画など)

## 3. 将来的には財政状況が厳しくなることが予想されます。

美濃加茂市の財政は、現在は健全な状態ですが、平成27年度と比較すると令和3年度は扶助費※1が約25億円増加するなど、義務的経費※2は増加傾向にあります。今後は少子高齢化による扶助費の増加や人口減による市税収入の減少などにより、将来的には財政状況が厳しくなることが予想されます。



※1:扶助費とは生活に困っている人や子育てをしている世帯、障がいを持っている人などの生活を社会全体で支えるための費用です。

※2:義務的経費とは、市の歳出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない費用をいいます。扶助費、人件費、公債費(市債(市の借金)の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための費用)から構成されています。